

## 中心市街地出店促進補助金に関するQ & A

### 【補助対象要件について】

1 補助対象となる業種はどのようなものですか？

A. 小売業，物品賃貸業，飲食店，生活関連サービス業および娯楽業となっておりますが，詳細につきましては，個別にお問い合わせください。

2 市外居住者や市外で営業している中小企業者等でも対象となりますか？

A. 対象となります。

3 すでに当該補助金を受けて出店しているが，2店舗目でも対象となりますか？

A. 対象となります。

4 営業時間について，日中6時間とあるが，途中休憩時間を挟んでもよいのですか？

A. 9時から19時までの10時間の間で6時間以上の営業時間を満たしていれば，途中休憩時間を設けても問題ありません。

5 店舗の移転により，新たに補助対象区域内で営業する場合の条件はありますか？

A. 店舗の移転による新たな出店については，もともと補助対象区域で営業していた店舗を閉店して新たに店舗を出す場合には対象とはなりません，補助対象区域外で営業していた店舗を閉店して新たに店舗を出す場合には対象となります。

(補助対象区域内での移転では，補助対象区域内の空き店舗数の減少につながらないため，対象外としております。)

6 出入口が指定する道路に面している店舗とはどのようなことですか？

A. 店舗の専用出入口が補助対象区域内の指定する道路に面していることが要件となっておりますので，2階以上に出店する際には，出入口につながる階段が指定する道路に面しており，当該店舗専用の階段となっている必要があります。

(他店舗へも出入り可能な共用階段で出入りする店舗は対象外となります)

### 【対象経費等について】

7 備品は対象外とのことですが，備品とはどのようなものをいいますか？

A. 備品とは，店舗の床や壁に固定されておらず，持ち運びが可能な物や，安易に取り外して使用できるものであり，これらのものは補助対象経費から除外されます。

(例 固定されていない椅子やテーブル，冷蔵庫，家庭用エアコンなど)

**8 店舗はオープンしていないが、既に工事に取りかかっている場合にも補助対象となりますか？**

A. 工事費用につきましては、補助金の交付決定後に着手したもののみが補助対象となりますので、交付決定前の工事につきましては、たとえオープン前であっても補助対象とはなりません。

**9 建物の解体費用は対象となりますか？**

A. 建物の解体に係る経費は対象とはなりません。ただし、壁紙を取り替えるなどで、既存の壁紙をはがす場合などは対象となります。

**10 補助対象外の部分は先に工事しても問題ありませんか？**

A. 店舗の事前取り壊しなどは基本的に問題ありませんが、必ず事前にご相談ください。

### **【その他】**

**11 申し込みから工事着工まで、どれくらいの期間がかかりますか？**

A. 申込書を提出いただいてから工事着工の許可（交付決定通知書の交付日）を出すまで、1ヶ月半から2ヶ月程度かかりますので、オープンまでは余裕を持って申請ください。

**12 正式な契約を交わした賃貸借契約書が必要ですか？（契約書案ではだめですか）**

A. 正式に契約している必要があります。そのため、添付する書類として、契約日が記入されている賃貸借契約書が必要となります。

**13 出店する地域の商店街への加入などは必要でしょうか？**

A. 加入する必要はありません。

**14 審査委員会では、どのようなことが審査されるのでしょうか？**

A. 有識者等で構成される審査委員会では、事業計画の内容、売上や収支の妥当性、店舗のコンセプトや出店者の事業に対する意識および事業の継続性などを相対的に判断し、審査をおこなっております。

**15 工事の着手と完了はどのように確認されるのでしょうか？**

A. 市の担当者が工事着手前と工事完了後に店舗へ伺い、店舗の外観と店舗内の写真を撮影し、確認することとしております。